

## 議会の請求に基づく監査結果報告書

### 第1 請求の趣旨

不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会（以下「特別委員会」という。）において、平成30年4月1日から令和3年1月31日までの間の白浜・糸引・八木地区における工事等発注状況を審査したところ、随意契約による場合は複数の特定業者が突出して業者選定を受けて受注し、競争見積りでの随意契約による場合は当該特定業者間での2者組合せによる見積合わせが常態化していることが判明し、公共調達原則である競争性、公平性及び経済性を著しく欠き、適正な契約行為の執行という点に重大な疑義が生じているとして、令和3年6月30日付けで地方自治法（以下「法」という。）第98条第2項の規定に基づき、議会から「平成30年4月1日から令和3年1月31日までの間に白浜・糸引・八木地区で行われた工事等に係る契約方法の妥当性及び業者選定について」の事務監査及び結果報告の請求があった。

### 第2 監査の実施

#### 1 監査の対象

平成30年4月1日から令和3年1月31日までの間に白浜・糸引・八木地区（以下「三地区」という。）で契約された工事（法第100条の規定により議会で調査が行われる浜手緑地・白浜地区の公園整備及び白浜小学校の相撲場整備に関するものを除く。）を監査の対象とした。

#### 2 監査の期間

令和3年7月2日から同年8月27日まで

#### 3 監査対象工事

「1 監査の対象」について庁内各課に照会を実施し、442件を特定した。  
別添1「監査対象工事一覧」のとおり

#### 4 監査対象部局

監査対象工事を行った工事担当課23課並びに工事の入札及び契約に関する事務を所掌する契約課を対象部局とした。

## 5 監査の主な着眼点

「第1 請求の趣旨」を踏まえ、下表のとおりとした。

(1) 契約手続	ア 発注工事が分割されていないか。
	イ 姫路市契約規則に沿った契約となっているか。
	ウ 契約方法の選定は適切か。
(2) 業者選定	ア 業者選定が特定の業者に偏っていないか。
	イ 見積りの徴取方法は適切か。
(3) その他	ア 議員又は地元の要望による工事か。
	イ 議員又は地元による関与(要求による影響)はなかったか。
	ウ 予算措置は適切か(科目、流用等)。

## 6 監査の方法

### (1) 関係書類、資料の請求

- ・ 監査対象部局に対し工事契約関係書類を請求
- ・ 議会事務局長に対し特別委員会の審査に係る資料を請求
- ・ 財政局長に対し三地区の登録業者、業者選定、軽易な工事の発注等に係る資料を請求

### (2) 監査事務局による調査及び事情聴取

- ・ 工事契約関係書類の調査
- ・ 監査対象部局に対し個別に事情聴取

### (3) 監査委員による事情聴取

- ・ 質疑会で主な監査対象部局に事情聴取

## 第3 監査の結果

### 1 特別委員会における審査

特別委員会は、不当要求議員によってゆがめられたと思われる市政に関する事項及び議員政治倫理基準に反する疑いのある事項の調査研究を目的として、令和3年3月26日に設置された。所管事項については、13件の個別事項とその他目的に該当する事項とされており、その後、個別事項が新たに加わり、令和3年8月27日現在で個別事項は25件となっている。

特別委員会の審査において、指名業者選定に議員が介入しているのではないか、随意契約の業者選定結果は議員の影響を反映したものではないかという意見が出され、業者選定に偏りが無いのか、分割発注はないのか等について、議会の請求に基づく監査が提出されたものである。

別添2「特別委員会の所管事項一覧表」のとおり

## 2 契約の方法

### (1) 法令関係

公共工事の契約は、法第234条第1項において一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとされている。また、同条第2項で指名競争入札又は随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限定されている。

指名競争入札によることができるのは、地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条第1項で、

- ① 工事の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適さない。
- ② その性質又は目的により入札者の数が少数であると認められる。
- ③ 一般競争入札に付することが不利である。

場合に限定されている。

随意契約ができるのは、政令第167条の2第1項（公営企業にあつては地方公営企業法施行令第21条の14第1項）で、

- ① 予定価格が政令第167条の2別表第5（公営企業にあつては地方公営企業法施行令第21条の14別表第1）の範囲で普通地方公共団体の規則で定める金額以下である。
- ② 性質、目的が競争入札に適さない。
- ③ 緊急の必要がある。
- ④ 競争入札に付することが不利である。
- ⑤ 時価より著しく有利な価格が見込まれる。
- ⑥ 入札者、再度入札の落札者がいない。
- ⑦ 落札者が契約を締結しない。

等の場合に限定されている。

政令第167条の2別表第5の範囲で規則で定める工事の請負金額は、姫路市契約規則（以下「規則」という。）第19条第1号で130万円と規定している。なお、公営企業が行う契約については、規則の規定が準用されている。

### (2) 姫路市における工事の契約方法の仕組み

#### ア 一般競争入札

姫路市制限付一般競争入札実施要綱で予定価格がおおむね1,000万円以上の工事について、一般競争入札に参加する者の必要な資格を定め、当該資格を有するものにより行う制限付一般競争入札を行っている。水道局も姫路市水道局制限付一般競争入札実施要綱で同様に規定し、制限付一般競争入札を行っている。

事務手順については、工事担当課が工事発注関係書類を契約課に提出し、契約課において入札の参加資格要件案を作成している。参加資格要件案について、姫路市建設工事入札参加者審査委員会規則の規定に基づき、建設工事の設計金額が1億5,000万円以上の場合は副市長を委員長とする姫路市建設工事入札参加者審査委員会（以下「審査委員会」という。）で、1億5,000万円未満の場合は各局長を部会長とする部会で審議を行い、参加資格要件

を決定している。決定後、契約課で公告から、開札、落札者決定及び契約までの事務を行っている。

水道局では、工事担当課が工事発注関係書類を水道局総務課（以下「総務課」という。）に提出し、総務課において入札の参加資格要件案を作成している。参加資格要件について、姫路市水道局建設工事入札参加者審査委員会要綱の規定に基づき、水道事業管理者を委員長とする姫路市水道局建設工事入札参加審査委員会で審議を行い、参加資格要件を決定している。決定後、総務課で公告から、開札、落札者決定及び契約までの事務を行っている。

#### イ 指名競争入札

予定価格が130万円を超え、おおむね1,000万円未満の工事について指名競争入札を行っている。

事務手順については、工事担当課が工事発注関係書類を契約課に提出し、契約課において、指名業者案を作成している。この案に基づき、工事設計金額が500万円未満の場合は工事担当課で、500万円以上の場合は部会で審議を行い、指名業者を決定している。

水道局では、工事担当課が指名業者案を作成し、工事設計金額が500万円未満の場合は総務課で、500万円以上の場合は姫路市水道局入札参加者指名選定委員会で審議を行い、指名業者を決定している。

指名業者の決定後は、契約課又は総務課で指名案内から開札、落札者決定、契約までの事務を行っている。

指名業者数については、姫路市建設工事等入札参加者選定要綱（以下「選定要綱」という。）、姫路市水道局入札参加者指名選定に係る指針（以下「選定に係る指針」という。）の各規程に基づき、発注金額が130万円を超え300万円未満は5者程度、300万円以上500万円未満は7者程度、500万円以上1,000万円未満は10者程度を選定している。

#### ウ 随意契約

##### (ア) 工事の予定価格が130万円を超えるもの

工事の予定価格が130万円を超え、政令第167条の2第1項（公営企業にあっては地方公営企業法施行令第21条の14第1項）に規定する性質、目的が競争入札に適さない、緊急の必要がある、競争入札に付することが不利である、等に該当するものについて、工事担当課が工事発注関係書類を契約課に、水道局では総務課に提出し、契約課又は総務課で契約の事務を行っている。

##### (イ) 工事の予定価格が130万円以下のもの（以下「軽易な工事」という。）

工事担当課において規則第21条第1項の規定に基づき、2者以上から見積書を徴し、契約している。見積業者数について、予定価格20万円未満の工事の請負（規則第21条第1項第4号）、設計書を作成したものであって2者以上から見積書を徴することが困難なもの又は軽易な工事のうち緊急に発注する必要があるもの（姫路市契約事務取扱要綱第13条の2）のいずれ

れかに該当する場合は1者とすることができ、また、緊急を要し、特に市長又は水道事業管理者において見積書を徴する必要がないと認められるとき等（規則第21条第2項第2号）に該当する場合は、見積書を徴さないことができる」とされている。

工事担当課は、別添3の「軽易な工事等の見積業者選定理由及び業者決定書」を作成し、工事業者の決定、工事の発注及び契約を行っている。見積業者の選定理由については、①地域性（校区）による業者、②当施設の新築（設置）業者、③他の工事との関連業者、④特殊技術を要する工事、⑤緊急を要する工事、⑥その他、のいずれかを選択することとなっている。なお、この様式を規定した取扱要領は、存在していないことを確認した。

### 3 市議会議員等から要望のあった工事について

市議会議員等から要望のあったものは、118件あった。その内訳は、下表のとおりであり、要望のあった工事として、中央卸売市場移転に伴う周辺環境整備に係るもの、一般的な道路や公園の補修、整備等に係るものがあった。

契約方法	監査対象 工事件数	監査対象工事のうち、要望のあったもの			
		議員及び地元	議員	地元	合計
制限付一般競争入札	61	10	0	11	21
指名競争入札	61	1	2	29	32
随意契約	320	6	4	55	65
合計	442	17	6	95	118

### 4 各工事の契約方法及び業者選定について

#### (1) 入札による工事について

制限付一般競争入札及び指名競争入札の工事は、合計122件あった。それらの業者選定について、財政局に対する事情聴取において、地域性を優先し、業者数及び同業種の工事实績や選定要綱で定める基準に基づき、選定しており、水道局に対する事情聴取においても、契約課とほぼ同様の運用であるとの回答があった。いずれの部局も市議会議員から業者の選定に係る要望はないとの回答があった。

#### (2) 随意契約による工事について

##### ア 予定価格が130万円を超える工事について

該当する工事は、6件あり、全て一者随意契約であった。業者選定理由は、関連する工事の施工業者を選定したもの、設備の設置業者以外に施工不能であるものや危険回避のために緊急を要したものであり、選定に偏りはなかった。

##### イ 軽易な工事について

該当する工事は、314件あった。その内訳は、見積合わせ175件、一者

随意契約139件である。

このうち、105件（見積合わせ3件、一者随意契約102件）は、下水道局による公共ます設置工事であるが、業者選定に当たっては、原則として申請地の宅内排水設備又は給水装置を施工する業者と同一の業者に、同敷地内での公共ます設置工事を施工させたものである。また、見積合わせを行う場合も、本市の管工事と土木工事の両方で登録され実績のある業者のうち申請地と同一校区内を優先し距離の近い業者から2者を選定している。いずれの場合も、下水道局で定めたルールに基づいて選定された市内業者が施工しており、また、当該工事について市議会議員からの要望はなく、業者選定に偏りはなかった。

そこで、公共ます設置工事を除く209件について、監査の着眼点に基づき、個別の工事関係書類及び事情聴取により監査を実施した。

(ア) 三地区に所在する業者の軽易な工事の受注状況について

A 受注金額状況

受注業者は42者中27者で、受注金額総額は1億1,945万8,486円であった。受注金額の上位3者は、協同建設㈱2,505万3,909円で全体の21.0%、(有)大和建設1,775万3,054円で14.9%、(有)梶工業1,155万2,500円で9.7%であった。

別添4「三地区に所在する業者の軽易な工事（公共ます設置工事を除く。）の受注金額状況一覧」のとおり

B 工事業種別の状況

工事業種は8業種で、主な業種の受注金額が上位の業者については、土木工事では(有)梶工業1,155万2,500円で同業種の18.7%、建築工事では協同建設㈱1,907万7,000円で72.7%、管工事では(株)山村設備商会670万8,000円で51.9%であった。

別添5「三地区に所在する業者の軽易な工事（公共ます設置工事を除く。）の業種別受注状況一覧」のとおり

(イ) 意図的な分割発注について

意図的な分割発注による随意契約に該当するかどうかについて、次のとおり条件を設定し、条件に該当する173件を対象として確認を行った。

条件	条件の内容	件数
その1	①工事Aと工事Bの位置が一定の範囲内にあるもの。 ②工事Aと工事Bの工期が重複又は工事Aの終了後、2か月以内に工事Bの工期の始期があるもの。 ③工事Aと工事Bが同一工種であるもの。	45
その2	・工事Aと工事Bの位置が同一のもの（同一敷地、同一地番、隣接地番等）。	165

※その1とその2の重複：37件

※173件＝45件（その1）＋165件（その2）－37件（重複）

不適切なものは、18件あった。

- (ウ) 見積合わせの業者組合せが同じものについて  
5回以上ある組合せは、下表のとおりである。

見積業者A	見積業者B	回数	主な選定理由
(有)大和建設	協同建設(株)	17	施工実績、地理的条件
(有)梶工業	(株)テルミック	9	施工実績
白浜設備工業(株)	(株)山村設備商会	9	施工実績、地理的条件
明建産業(株)	湊ハマ(株)	8	専門性、地理的条件
協同建設(株)	(株)海老名組	7	施工実績
昭和瀝青工業(株)	(株)平野組	5	特殊技術
(有)広商機材	播備(株)	5	地理的条件 ※登録業者が少数

該当する工事は、60件あった。

- ・(有)梶工業と(株)テルミックの組合せは、全て公園整備課が発注している。
- ・昭和瀝青工業(株)と(株)平野組の組合せは、全て下水道管理センターが発注している。
- ・制限付一般競争入札における入札参加資格及び指名競争入札における業者選定に関し、契約課では、業者登録時（工事格付申請を含む。）に関連企業申告書の提出を求め、一定の関係性がある企業は同時に入札に参加できないこととしている。そのうち、親族関係については、一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが夫婦関係である場合としている。
- ・(有)大和建設と協同建設(株)、(有)梶工業と(株)テルミックは、それぞれ親族が経営する会社であり、この関係について産業局、建設局及び下水道局に確認したところ、知っていたという回答であった。
- ・建設局に親族会社同士の組合せの可否について確認したところ、建設局は、契約課から夫婦関係の組合せではないため駄目ではないとの回答を得たので、選定したという回答であった。

- (エ) 一者随意契約について

該当する工事は43件（公共ます設置工事の一者随意契約を除く。）あり、そのうち24件は学校施設課が発注した工事であった。

不適切なものは、8件あった。

- (オ) 工事担当課における業者選定の基準について

工事担当課への事情聴取において、業者選定については、主に各課の工事の施工実績を基に選定したという回答であった。なお、水道局においては、選定に係る指針に基づき選定していた。

- (カ) 予算措置について

予算措置なしと回答があった工事は、82件あった。

箇所付けではなく総額で確保されていた予算や不用額での対応等であったが、中央卸売市場において支出科目を新市場の関連事業である施設整備費とすべきところを現市場の市場管理費で執行していたものがあった。

(キ) その他不適切な工事について

宇佐崎第2排水ポンプ場改修工事に係るマンホールポンプ場については、民間会社所有地に設置されていた。また、土地の使用貸借契約についても、相手方と交わした書面は契約書類として十分でなく、将来的に問題点を残すおそれがあると考ええる。

(ク) 不適切な工事のまとめについて

不適切な工事の総数は、27件で、別添6「工事発注について不適切なもの」のとおりである。このうち、13件については、特別委員会においても不適切であることが指摘されているものである。

## 第4 判断

### 1 入札による工事について

制限付一般競争入札及び指名競争入札により発注する工事の契約方法及び業者選定については、各規程が定められ、それに基づく審査委員会や部会、姫路市水道局入札参加者指名選定委員会の審議を経て契約処理がなされており、議員の関与により当初の指名業者案から変更した事案は見受けられず、適正に事務が執行されていると考える。

### 2 随意契約による工事について

随意契約は、最高裁昭和62年3月20日判決で「手続が簡略で経費の負担が少なくてすみ、しかも、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できるという長所がある反面、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態を生じるおそれがある」という短所も指摘され得る」とされている。

業者の選定については、特に、予定価格が低額（130万円以下）である場合、工事を施工できる業者が多数あるため、相手方を決めるのは容易ではなく、相手方を決めるに当たり、公正かつ合理的な理由が必要である。

#### (1) 意図的な分割発注について

契約方法は工事の予定価格により決定されるが、事務の負担軽減や入札による時間短縮を重視し、本来入札によるべき工事を意図的に分割することは適切でない。今回、議員から要望があったために早急な実施が求められ、分割発注をしたものが認められた。

分割発注について、不適切な例として、契約課は「本来入札が必要な工事にかかわらず、早期に対応しなければならないといった理由で不適切に工事を分割し軽易な工事として随意契約を行うもの」と示しているが、その確認が十分なされていないのが現状である。



分割発注は、経済性や競争性が損なわれることとなるため、適切な事務執行が求められる。

## (2) 業者選定について

業者選定に当たり、工事施工の品質を確保するためには一定の施工実績が求められることも考えられるが、過去の施工実績から信頼できる業者を選定するという事務処理が常態化しており、それらの所属では、工事担当課の事務担当者が施工実績を認めた業者が選定される傾向にあり、所管課における「実績」は担当者の個人的な信頼関係に基づく「実績」となっている現状が見受けられた。

三地区に所在する業者の軽易な工事の業種別受注件数の割合は、土木工事では(有)梶工業と(有)大利建設の2者で約3割、建築工事では協同建設(株)の1者で約7割を占めており、受注業者の偏りが認められる。

特定の業者に偏った選定は、公正性、競争性の面から問題があり、特に、見積合わせの業者組合せが5回以上あったもののうち、最も多かった(有)大利建設及び協同建設(株)並びに(有)梶工業及び(株)テルミックは、それぞれ親族が経営する会社であった。そのことを承知の上で選定を行っていた件については、公正かつ合理的な理由があったとは考えられない。入札であれば当該2者以外に複数の業者が参加し、又は指名されることにより公正性や競争性が保たれるが、親族2者の見積合わせでは、それらが失われる可能性があるため、問題があると考えられる。

今回、業者選定について議員からの直接的な関与は認められなかったが、特別委員会の審査における指名業者選定に対する議員の介入等を考慮すると、過去に施工された工事の業者選定への関与や議員の影響力により特定の業者に偏っている可能性も考えられる。

## (3) 一者随意契約について

一者随意契約については、業者との癒着が生じたり、不当に高い代価を支払う結果になるおそれや、市民がそのような疑惑を抱き、ひいては、行政に対する信頼をなくすおそれがあるとされており、緊急の場合など要件がより厳格にされている。

緊急を要する工事として一者随意契約を行ったものが、特に教育委員会事務局で多く認められた。一者随意契約を行う際の要件として、教育委員会事務局では、「学校運営上又は児童・生徒の安全に支障が生じる施設維持管理に伴う応急処理を行うとき」又は「学校施設の電気又は機械設備の故障により、緊急復旧を行うとき」のいずれかに該当する場合と定めているが、その要件に該当しないと思われるものがあった。

公共ます設置工事については、業者選定について基準が設けられ、その基準に基づき選定が行われており、適正に事務が執行されていると考える。

## 第5 結論

契約方法については、工事の実施及び内容に違法とまでは言えないが、議員から要望があったために早急な実施が求められ、一括で発注して施工すべきものを不適切に意図的な分割発注を行っていたものが認められた。

業者選定については、随意契約の大部分がそれぞれの所管課で施工実績のある業者に依頼した結果、一部に顕著な偏りがあると認められた。議員の直接的な関与は認められなかったが、過去の施工実績についての関与や議員の影響力で特定の業者に偏っている可能性までは否定できない。

## 第6 意見

### 1 分割発注について

不適切な分割発注による随意契約に該当しないかどうかについて、その確認が工事担当課以外でなされていないため、各所属においては、内部統制が機能するような体制を整える必要がある。

### 2 業者選定について

工事の確実な施工が求められる中で受注件数にある程度の差異が生じることはやむを得ないが、特定の業者が利益を受けることがないよう、また、業者選定に関し疑念を持たれないよう、発注者として公平かつ公正な事務の執行が求められる。

見積合わせの業者選定については、極端な偏りのないように改善する必要がある。施工実績の確認については、課内だけの実績に偏らず、全庁で共有するための仕組み作りと活用方法の検討をする必要がある。

親族関連企業のみでの組合せによる見積合わせについては、公正性や競争性が失われる可能性があるため、見積選定業者数を増やすなどの改善が必要であり、これらに関しマニュアルやガイドライン等の作成を進め、工事発注に関する意識改革や基準の統一化を図る必要がある。

### 3 一者随意契約について

一者随意契約については、その契約形態（緊急性の判断、業者の選定等）に当たって、条件の明確化を図る必要がある。

### 4 予算措置について

中央卸売市場整備など大規模事業に関連する事業や地元対策事業については、当然に説明責任を果たす必要があり、予算措置の明確化、透明化が求められ、このことにより不当要求の抑止力につながることを念頭に置いて、適正な予算措置、執行に努められたい。

監査対象工事一覧

金額単位:円

局名	課名	件数	総額	入札						随意契約		
				総数	金額合計	一般		指名		件数	(うち 一者 随契約 件数)	金額合計
						件数	金額合計	件数	金額合計			
市民局	住民窓口センター	2	22,617,338	1	22,212,338	1	22,212,338	0	0	1	0	405,000
	生涯現役推進室	1	45,207,200	1	45,207,200	1	45,207,200	0	0	0	0	0
	小計	3	67,824,538	2	67,419,538	2	67,419,538	0	0	1	0	405,000
健康福祉局	地域包括支援課	1	1,135,000	0	0	0	0	0	0	1	0	1,135,000
	小計	1	1,135,000	0	0	0	0	0	0	1	0	1,135,000
こども未来局	こども総務課	3	3,181,000	0	0	0	0	0	0	3	0	3,181,000
	小計	3	3,181,000	0	0	0	0	0	0	3	0	3,181,000
観光スポーツ局	スポーツ振興室	2	1,994,000	0	0	0	0	0	0	2	0	1,994,000
	小計	2	1,994,000	0	0	0	0	0	0	2	0	1,994,000
産業局	農林整備課	4	29,472,458	1	27,685,535	1	27,685,535	0	0	3	0	1,786,923
	中央卸売市場	5	9,973,760,000	1	9,970,000,000	1	9,970,000,000	0	0	4	0	3,760,000
	小計	9	10,003,232,458	2	9,997,685,535	2	9,997,685,535	0	0	7	0	5,546,923
都市局	住宅課	4	6,788,000	1	3,500,000	0	0	1	3,500,000	3	0	3,288,000
	鉄道駅周辺整備室	1	49,000	0	0	0	0	0	0	1	1	49,000
	小計	5	6,837,000	1	3,500,000	0	0	1	3,500,000	4	1	3,337,000
建設局	道路保全課	18	48,294,521	13	43,891,863	0	0	13	43,891,863	5	0	4,402,658
	長寿命化対策課	9	128,020,119	9	128,020,119	6	106,326,944	3	21,693,175	0	0	0
	街路建設課	2	9,690,450	1	8,532,050	0	0	1	8,532,050	1	0	1,158,400
	道路建設課	28	528,106,703	13	516,753,493	6	484,326,971	7	32,426,522	15	0	11,353,210
	公園整備課	56	626,692,168	21	591,807,907	13	554,397,777	8	37,410,130	35	0	34,884,261
	小計	113	1,340,803,961	57	1,289,005,432	25	1,145,051,692	32	143,953,740	56	0	51,798,529
下水道局	下水道管理センター	59	2,328,850,858	12	1,014,409,858	9	999,641,537	3	14,768,321	47	8	1,314,441,000
	下水道整備室	116	243,928,877	8	194,027,377	4	182,249,623	4	11,777,754	108	103	49,901,500
	河川管理課	8	26,941,361	2	5,692,027	0	0	2	5,692,027	6	2	21,249,334
	河川整備課	28	383,521,479	9	365,085,583	2	310,667,479	7	54,418,104	19	3	18,435,896
	小計	211	2,983,242,575	31	1,579,214,845	15	1,492,558,639	16	86,656,206	180	116	1,404,027,730
水道局	建設課	14	306,006,679	12	299,246,679	4	233,791,679	8	65,455,000	2	1	6,760,000
	浄水課	29	248,787,000	6	174,550,000	6	174,550,000	0	0	23	3	74,237,000
	小計	43	554,793,679	18	473,796,679	10	408,341,679	8	65,455,000	25	4	80,997,000
消防局	総務課	3	21,900,247	1	20,371,247	1	20,371,247	0	0	2	0	1,529,000
	小計	3	21,900,247	1	20,371,247	1	20,371,247	0	0	2	0	1,529,000
教育委員会事務局	学校施設課	45	250,874,948	7	218,194,548	3	201,710,590	4	16,483,958	38	24	32,680,400
	生涯学習課	4	79,226,488	3	78,062,488	3	78,062,488	0	0	1	0	1,164,000
	小計	49	330,101,436	10	296,257,036	6	279,773,078	4	16,483,958	39	24	33,844,400
合計		442	15,315,045,894	122	13,727,250,312	61	13,411,201,408	61	316,048,904	320	145	1,587,795,582

## 特別委員会の所管事項一覧表

(令和3年8月27日現在)

番号	所 管 事 項
1	白浜糸引八木地区対策協議会の実態把握と市との関わりに関する事
2	姫路市基本地形図データ再構築及び道路台帳更新業務プロポーザルに 関連する業務に関する事
3	新市場用地の土壌汚染対策業務に関する事
4	賑わい拠点施設用地契約候補者選定委員会委員に関する事
5	浜手緑地・白浜地区のからくり時計の設置に関する事
6	浜手緑地・白浜地区の公園西側の園路補修及び日陰棚の建替えに関する 事
⑦	不当要求行為で問題となった公園のフェンスの嵩上げに関する事
⑧	浜手緑地・白浜地区の公園整備に関する事
9	白浜市場線東ルート of 整備に関する事
⑩	新恋の浜橋の新設と蛸橋の改修整備に関する事
⑪	東部析水苑のグラウンド整備に関する事
⑫	白浜小学校の相撲場整備に関する事
13	白浜小学校渡り廊下の整備に関する事
—	その他目的に該当する事項に関する事
14	栗生の松原公園に関する事
⑬	白浜西山公園に関する事
16	飾磨消防団白浜分団詰所の整備に関する事
⑭	3地区における工事等に係る相手方の選定に関する事
18	中央卸売市場場長の松岡廣幸議員との出張に関する事
19	姫路市中央卸売市場新市場新築工事実施設計委託に係る入札発注の取 り止めにに関する事
20	白浜204号線植栽工事に関する事
21	木場南第二排水ポンプ整備事業に関する事
22	白浜小学校屋内運動場新築工事に伴う物品購入に関する事
⑮	平成30年度糸引小学校東門西側校庭整備工事に関する事
⑯	令和元年度白浜小学校運動場北側防球ネット設置工事に関する事
25	姫路市立白浜公民館ロビー等改修工事に関する事

番号に○が付いているものは、今回の監査対象工事に関連する事項を表す。

別添3

## 「軽易な工事等」の見積業者選定理由及び業者決定書

(令和 年度)

所 属 課					工 事 担 当 課		
工事(委託業務)名							
工 事 概 要 (委託業務内容)							
工 事 場 所					校 区		
見積業者選定日	令和 年 月 日			選 定 者 職・氏名			印
1	選 定 業 者 名	相手方番号	登録業種	校 区	理 由	見 積 結 果	
						見 積 金 額 (円) (消費税・地方消費税 相当額は除く)	結 果
2							
3							
4							
5							
予定価格決定者が予定価格を定めた日及び当該予定価格から消費税・地方消費税相当額を除いた金額を記入				月 日			
				決 定 者 職・氏名			印
<p>選定理由</p> <p>① 地域性(校区)による業者</p> <p>② 当施設の新築(設置)業者</p> <p>③ 他の工事との関連業者 (工事の名称 _____ )</p> <p>④ 特殊技術を要する工事</p> <p>⑤ 緊急を要する工事 (緊急の内容 _____ )</p> <p>⑥ その他 ( _____ )</p>							

注1:見積業者選定及び予定価格の決定は、課長が行うこと。

注2:見積金額は、消費税等の転嫁前金額とすること。

注3:結果欄は、課長が手書きで記入すること。

別添4

三地区に所在する業者の軽易な工事(公共ます設置工事を除く。)の受注金額状況一覧

番号	業者名	受注金額		受注件数		所在 校区	登録業種(●は、受注工事の業種を表す。)								受注工事の 業種別の 受注金額	見積業者				
		合計(円)	割合	件	割合		土木	建築	電気	管	鋼 構造 物	ほ 装	造 園	解体		2者目	件	3者目	件	
1	協同建設(株)	25,053,909	21.0%	26	20.6%	白浜	○	●	-	-	-	○	-	○	19,077,000	※一者随意契約	9	-	-	
							○	○	-	-	-	○	-	○		4,886,909	(株)海老名組	6	(有)大和建設	1
							○	○	-	-	-	○	-	○			(株)三木組	2	-	-
							○	○	-	-	-	○	-	○	(株)河野クレーン		1	-	-	
							○	○	-	-	-	○	-	○	(有)大和建設		1	-	-	
							○	○	-	-	-	○	-	○	平錦建設(株)		1	-	-	
							○	○	-	-	-	○	-	○	(有)梶工業	3	-	-		
							○	○	-	-	-	○	-	○	株式会社エスコンストラクション	1	-	-		
							○	○	-	-	-	○	-	○	※一者随意契約	1	-	-		
○	○	-	-	-	○	-	○	1,090,000	(株)海老名組	1	-	-								
2	(有)大和建設	17,753,054	14.9%	18	14.3%	白浜	●	○	-	-	-	○	-	-	9,037,293	協同建設(株)	8	(有)梶工業	2	
							○	○	-	-	-	○	-	-		(株)テルミック	1	白浜設備工業(株)	1	
							○	○	-	-	-	○	-	-	5,189,000	協同建設(株)	4	-	-	
							○	○	-	-	-	○	-	-	3,526,761	(株)竹弘建設	1	-	-	
							○	○	-	-	-	○	-	-		(株)宮本住建	1	-	-	
○	○	-	-	-	○	-	-	協同建設(株)	3	-	-									
3	(有)梶工業	11,552,500	9.7%	10	7.9%	白浜	●	-	-	-	-	○	-	-	11,552,500	(株)テルミック	8	-	-	
							○	○	-	-	-	○	-	-		(株)筒井工務店	1	播備(株)	1	
							○	○	-	-	-	○	-	-		※一者随意契約	1	-	-	
4	(株)山村設備商会	6,858,000	5.7%	7	5.6%	白浜	○	-	-	●	-	○	-	-	6,708,000	白浜設備工業(株)	4	-	-	
							○	-	-	○	-	○	-	-		(株)明和工務店	1	株式会社関西エンジニアリング	1	
							○	-	-	○	-	○	-	-		吉田水道工業所	1	-	-	
							○	-	-	○	-	○	-	-	150,000	(有)丸修建設	1	-	-	
5	白浜設備工業(株)	5,953,000	5.0%	6	4.8%	白浜	○	-	-	●	-	-	-	5,953,000	(株)山村設備商会	5	-	-		
							○	-	-	○	-	○	-		-	吉田水道工業所	1	-	-	
6	(株)オデックス (旧(株)岡田電機)	5,360,000	4.5%	6	4.8%	白浜	-	-	●	-	-	-	-	5,360,000	ダイコク電機	2	-	-		
							-	-	○	-	-	-	-		(株)井上電設	1	-	-		
							-	-	○	-	-	-	-		中播電設(株)	1	-	-		
							-	-	○	-	-	-	-		丸新電機商会	1	-	-		
							-	-	○	-	-	-	-		明建産業(株)	1	-	-		
7	(株)筒井工務店	4,962,334	4.2%	4	3.2%	八木	●	○	-	○	○	○	-	○	4,691,000	(株)テルミック	1	-	-	
							○	○	-	○	○	○	-	○		(株)平野組	1	-	-	
							○	○	-	○	○	○	-	○		※一者随意契約	1	-	-	
							○	○	-	○	○	○	-	○	271,334	※一者随意契約	1	-	-	
8	(有)丸修建設	4,583,000	3.8%	4	3.2%	糸引	●	○	-	-	-	○	-	4,583,000	(株)中建興業	2	-	-		
							○	○	-	-	-	○	-		-	(有)尾上水設	1	-	-	
							○	○	-	-	-	○	-		-	(有)梶工業	1	-	-	

別添4

三地区に所在する業者の軽易な工事(公共ます設置工事を除く。)の受注金額状況一覧

番号	業者名	受注金額		受注件数		所在 校区	登録業種(●は、受注工事の業種を表す。)								受注工事の 業種別の 受注金額	見積業者			
		合計(円)	割合	件	割合		土木	建築	電気	管	鋼構 造物	ほ装	造園	解体		2者目	件	3者目	件
9	(株)福田工務店	4,022,763	3.4%	5	4.0%	八木	●	○	—	—	—	○	—	—	4,022,763	(株)筒井工務店	3	—	—
																(株)仲共建設	1	—	—
																福喜建設(株)	1	—	—
10	(株)エスコンストラクション	3,941,713	3.3%	7	5.6%	白浜	●	—	—	—	—	○	○	—	3,941,713	(有)大和建設	4	—	—
																(有)尾上水設	1	—	—
																(株)テルミック	1	—	—
																※一者随意契約	1	—	—
11	(株)熊田造園	3,787,675	3.2%	4	3.2%	白浜	●	—	—	—	—	—	○	—	2,237,675	(有)高尾造園土木	1	—	—
																仁寿園造園緑地(株)	1	—	—
							○	—	—	—	—	—	●	—	1,550,000	(株)関西総合緑地	1	—	—
																仁寿園造園緑地(株)	1	—	—
12	播備(株)	3,691,865	3.1%	4	3.2%	糸引	●	○	—	—	○	○	—	3,691,865	(有)広商機材	3	—	—	
																(株)アスノ	1	岸田工業	1
13	(株)テルミック	3,570,000	3.0%	3	2.4%	白浜	●	○	—	—	○	○	—	2,390,000	(有)梶工業	1	—	—	
																(株)山村設備商会	1	—	—
							○	●	—	—	○	○	—	1,180,000	(株)ナダック	1	—	—	
14	(有)高尾造園土木	2,794,000	2.3%	3	2.4%	糸引	●	—	—	—	—	—	○	1,630,000	(有)尾上水設	1	—	—	
																播備(株)	1	—	—
							○	—	—	—	—	—	●	1,164,000	(株)熊田造園	1	—	—	
15	中島電機(株)	2,577,000	2.2%	3	2.4%	白浜	—	—	●	—	—	—	—	2,577,000	アイベステクノ(株)	3	—	—	
16	(株)ナダック	2,228,400	1.9%	2	1.6%	白浜	○	○	●	○	○	○	—	2,228,400	(株)オデックス	1	—	—	
																※一者随意契約	1	—	—
17	(株)安住館	2,082,971	1.7%	2	1.6%	糸引	●	○	○	○	—	—	—	2,082,971	(株)関西総合緑地	1	—	—	
																播備(株)	1	—	—
18	福喜建設(株)	1,362,000	1.1%	2	1.6%	八木	●	○	—	—	—	—	—	1,362,000	(株)関西総合緑地	1	—	—	
																三木商事(株)	1	—	—
19	(株)河野クレーン	1,100,000	0.9%	1	0.8%	白浜	●	—	—	—	○	—	—	1,100,000	(株)テルミック	1	—	—	
20	岩見建設工業(株)	1,080,000	0.9%	1	0.8%	糸引	●	○	—	—	—	○	—	1,080,000	(株)イサカ	1	—	—	
21	三木商事(株)	970,000	0.8%	1	0.8%	八木	●	○	—	○	—	—	—	970,000	福喜建設(株)	1	—	—	
22	(株)宮本住建	953,302	0.8%	1	0.8%	白浜	●	○	—	—	—	—	—	953,302	(株)テルミック	1	—	—	
23	(株)笹原建設	781,000	0.7%	1	0.8%	白浜	○	●	—	—	—	—	—	781,000	(株)西原建設	1	—	—	
24	(有)尾上水設	760,000	0.6%	2	1.6%	糸引	●	—	—	○	—	—	—	500,000	岩見建設工業(株)	1	—	—	
							○	—	—	●	—	—	—	260,000	(有)信和開発	1	ムツミ商事(株)	1	
25	(株)関西総合緑地	680,000	0.6%	1	0.8%	糸引	●	—	—	—	—	—	○	680,000	(有)野崎建設工業	1	—	—	
26	(株)大北美松園	600,000	0.5%	1	0.8%	糸引	—	—	—	—	—	—	●	600,000	(株)関西総合緑地	1	—	—	
27	(有)ナダ建材	400,000	0.3%	1	0.8%	白浜	●	○	—	—	—	—	—	400,000	※一者随意契約	1	—	—	
		119,458,486		126															

注1 (株)は株式会社、(有)は有限会社を表す。

別添5

三地区に所在する業者の軽易な工事(公共ます設置工事を除く。)の業種別受注状況一覧

工事業種	番号	業者名	所在校区	受注金額		受注件数		見積業者				
				合計(円)	割合	件	割合	2者目	件	3者目	件	
土木工事	1	(有)梶工業	白浜	11,552,500	18.7%	10	15.4%	(株)テルミック	8	-	-	
								(株)筒井工務店	1	播備(株)	1	
								※一者随意契約	1	-	-	
	2	(有)大和建設	白浜	9,037,293	14.6%	9	13.8%	協同建設(株)	8	(有)梶工業	2	
								(株)テルミック	1	白浜設備工業(株)	1	
	3	協同建設(株)	白浜	4,886,909	7.9%	5	7.7%	(有)梶工業	3	-	-	
								(株)エスコンストラクション	1	-	-	
								※一者随意契約	1	-	-	
	4	(株)筒井工務店	八木	4,691,000	7.6%	3	4.6%	(株)テルミック	1	-	-	
								(株)平野組	1	-	-	
								※一者随意契約	1	-	-	
	5	(有)丸修建設	糸引	4,583,000	7.4%	4	6.2%	(株)中建興業	2	-	-	
								(有)尾上水設	1	-	-	
								(有)梶工業	1	-	-	
	6	(株)福田工務店	八木	4,022,763	6.5%	5	7.7%	(株)筒井工務店	3	-	-	
								(株)伸共建設	1	-	-	
								福喜建設(株)	1	-	-	
	7	(株)エスコンストラクション	白浜	3,941,713	6.4%	7	10.8%	(有)大和建設	4	-	-	
								(有)尾上水設	1	-	-	
								(株)テルミック	1	-	-	
								※一者随意契約	1	-	-	
8	播備(株)	糸引	3,691,865	6.0%	4	6.2%	(有)広商機材	3	-	-		
							(株)アスノ	1	岸田工業	1		
9	(株)テルミック	白浜	2,390,000	3.9%	2	3.1%	(有)梶工業	1	-	-		
							(株)山村設備商会	1	-	-		
10	(株)熊田造園	白浜	2,237,675	3.6%	2	3.1%	(有)高尾造園土木	1	-	-		
							仁寿園造園緑地(株)	1	-	-		
11	(株)安住館	糸引	2,082,971	3.4%	2	3.1%	(株)関西総合緑地	1	-	-		
							播備(株)	1	-	-		
12	(有)高尾造園土木	糸引	1,630,000	2.6%	2	3.1%	(有)尾上水設	1	-	-		
							播備(株)	1	-	-		
13	福喜建設(株)	八木	1,362,000	2.2%	2	3.1%	(株)関西総合緑地	1	-	-		
							三木商事(株)	1	-	-		
14	(株)河野クレーン	白浜	1,100,000	1.8%	1	1.5%	(株)テルミック	1	-	-		
15	岩見建設工業(株)	糸引	1,080,000	1.7%	1	1.5%	(株)イサカ	1	-	-		
16	三木商事(株)	八木	970,000	1.6%	1	1.5%	福喜建設(株)	1	-	-		
17	(株)宮本住建	白浜	953,302	1.5%	1	1.5%	(株)テルミック	1	-	-		
18	(株)関西総合緑地	糸引	680,000	1.1%	1	1.5%	(有)野崎建設工業	1	-	-		
19	(有)尾上水設	糸引	500,000	0.8%	1	1.5%	岩見建設工業(株)	1	-	-		
20	(有)ナダ建材	白浜	400,000	0.6%	1	1.5%	※一者随意契約	1	-	-		
21	(株)山村設備商会	白浜	150,000	0.2%	1	1.5%	(有)丸修建設	1	-	-		
小計				61,942,991		65						

未受注業者: 8者(仁寿園造園緑地(株)、▲吉田水道工業所、(株)イサカ、▲(株)聡明建設、(株)中建興業、(有)野崎建設工業、(株)伸共建設、▲(株)明和コーポレーション)

注1 未受注業者は、三地区内に所在し、同じ業種の登録がある業者である。

注2 ▲は、見積業者になっていない業者を表す。

注3 (株)は株式会社、(有)は有限会社を表す。



別添5

三地区に所在する業者の軽易な工事(公共ます設置工事を除く。)の業種別受注状況一覧

工事業種	番号	業者名	所在校区	受注金額		受注件数		見積業者			
				合計(円)	割合	件	割合	2者目	件	3者目	件
建築工事	1	協同建設(株)	白浜	19,077,000	72.7%	20	71.4%	※一者随意契約	9	-	-
								(株)海老名組	6	(有)大和建設	1
								(株)三木組	2	-	-
								(株)河野クレーン	1	-	-
								(有)大和建設	1	-	-
建築工事	2	(有)大和建設	白浜	5,189,000	19.8%	6	21.4%	協同建設(株)	4	-	-
								(株)竹弘建設	1	-	-
								(株)宮本住建	1	-	-
								(株)西原建設	1	-	-
建築工事	3	(株)テルミック	白浜	1,180,000	4.5%	1	3.6%	(株)ナダック	1	-	-
								(株)菅原建設	1	-	-
小計				26,227,000		28					
未受注業者: 2者(▲(有)野崎建設工業、▲(株)明和コーポレーション)											
管工事	1	(株)山村設備商会	白浜	6,708,000	51.9%	6	46.2%	白浜設備工業(株)	4	-	-
								(株)明和工務店	1	(株)関西エンジニアリング	1
								吉田水道工業所	1	-	-
	管工事	2	白浜設備工業(株)	白浜	5,953,000	46.1%	6	46.2%	(株)山村設備商会	5	-
吉田水道工業所									1	-	-
管工事	3	(有)尾上水設	糸引	260,000	2.0%	1	7.7%	(有)信和開発	1	(有)ムツミ商事(株)	1
小計				12,921,000		13					
未受注業者: 3者(▲(株)城洋商事、吉田水道工業所、▲アスカ設備商会(株))											
電気工事	1	(株)オデックス (旧(株)岡田電機)	白浜	5,360,000	52.7%	6	52.7%	ダイコク電機	2	-	-
								(株)井上電設	1	-	-
								中播電設(株)	1	-	-
								丸新電機商会	1	-	-
								明建産業(株)	1	-	-
電気工事	2	中島電機(株)	白浜	2,577,000	25.4%	3	25.4%	アイベステクノ(株)	3	-	-
								(株)オデックス	1	-	-
電気工事	3	(株)ナダック	白浜	2,228,400	21.9%	2	21.9%	※一者随意契約	1	-	-
小計				10,165,400		11					
未受注業者: 3者(アイベステクノ(株)、▲(有)宮脇電気、▲(株)明和コーポレーション)											
造園工事	1	(株)熊田造園	白浜	1,550,000	46.8%	2	50.0%	(株)関西総合緑地	1	-	-
								仁寿園造園緑地(株)	1	-	-
								(有)高尾造園土木	糸引	1,164,000	35.1%
造園工事	3	(株)大北美松園	糸引	600,000	18.1%	1	25.0%	(株)関西総合緑地	1	-	-
小計				3,314,000		4					
未受注業者: 2者(仁寿園造園緑地(株)、▲(株)植活造園)											
鋼構造物工事	1	(株)筒井工務店	八木	271,334	100%	1	100%	※一者随意契約	1	-	-
小計				271,334		1					
未受注業者: 2者(▲大和チエン工業(株)、▲(株)明和コーポレーション)											
ほ装工事	1	(有)大和建設	白浜	3,526,761	100%	3	100%	協同建設(株)	3	-	-
小計				3,526,761		3					
未受注業者: 5者(▲(株)イサカ、▲(株)聡明建設、▲(有)野崎建設工業、▲(株)伸共建設、▲(株)明和コーポレーション)											
解体工事	1	協同建設(株)	白浜	1,090,000	100%	1	100%	(株)海老名組	1	-	-
小計				1,090,000		1					
未受注業者: 3者(▲(株)忍工業、▲(有)野崎建設工業、▲(株)明和コーポレーション)											
合計				119,458,486		126					

注1 未受注業者は、三地区内に所在し、同じ業種の登録がある業者である。

注2 ▲は、見積業者になっていない業者を表す。

注3 (株)は株式会社、(有)は有限会社を表す。

工事発注について不適切なもの

凡例

【分割】

○:議会において不適切

△:不適切

【業者選定の偏り】

○:見積組合せ15回以上

△:見積組合せ 5回~14回

【一者随意契約】

○:不適切

【議員要望】

○:議員からあった場合

【予算措置】

○:なし

番号	名称	担当課名	種別	概要	一般・指名・随契の別	工事金額(円) (消費税抜き)	業者名	期間	監査の着眼点						判断
									分割	業者選定の偏り	一者随意契約	議員要望	予算措置	その他	
1	白浜グランド駐車場整備工事	スポーツ振興室	土木工事	駐車場の整備工事(480㎡)	随契	1,200,000	(株)熊田造園	H30.7.2 ~H30.9.14	△			○			土木又は建築工事のいずれかで一括発注して施工すべきである。
2	白浜グランドトイレ設置工事	スポーツ振興室	建築工事	仮設トイレの新設(1基)	随契	794,000	(有)大利建設	H30.8.1 ~H30.9.30	△	○		○			
3	中央卸売市場移転に伴う地元対応工事	中央卸売市場	建築工事	ネット等設置工事	随契	1,170,000	協同建設(株)	R1.6.10 ~R1.7.19	○	○			○		バックネットの2基を一括発注して施工すべきである。 また、支出科目について、第10目 市場管理費から執行となっているが、第15目 施設整備費から執行すべきである。
4	新中央卸売市場関連工事に係る施設整備工事	中央卸売市場	土木工事	ネット等設置及び整地	随契	1,030,000	(有)大利建設	R1.8.22 ~R1.9.30	○	○			○		
5	東部折水苑グランド入口整備工事	公園整備課	土木工事	入口整備工一式	随契	1,200,000	(株)エスコンストラクション	H30.4.16 ~H30.5.15	△				○		一括発注して施工すべきである。
6	東部折水苑グランドフェンス設置工事	公園整備課	土木工事	管理施設整備工フェンス設置L=248m	指名	4,232,199	神姫道路施設株式会社	H30.5.17 ~H30.7.20	△				○		
7	松原ノ荘公園フェンス改良工事	公園整備課	土木工事	防球ネット設置L=43m	随契	1,183,000	(有)梶工業	R1.7.17 ~R1.9.24	○	△			○		3方の防球ネットのかさ上げを一括発注して施工すべきである。
8	松原ノ荘公園(東面)フェンス設置工事	公園整備課	土木工事	防球ネット設置L=43m	随契	1,170,000	(有)梶工業	R1.9.27 ~R1.11.28	○	△			○		
9	松原ノ荘公園フェンス改良工事	公園整備課	土木工事	防球ネット設置L=36m	随契	1,170,000	(有)梶工業	R2.6.3 ~R2.9.30	○	△					

工事発注について不適切なもの

凡例

【分割】

○:議会において不適切

△:不適切

【業者選定の偏り】

○:見積組合せ15回以上

△:見積組合せ 5回~14回

【一者随意契約】

○:不適切

【議員要望】

○:議員からあった場合

【予算措置】

○:なし

番号	名称	担当課名	種別	概要	一般・指名・随契約の別	工事金額 (円) (消費税抜き)	業者名	期間	監査の着眼点						判断
									分割	業者選定の偏り	一者随意契約	議員要望	予算措置	その他	
10	東部折水苑給水管改良工事	下水道管理センター	管工事	給水管改良工事 L=111m	随契	1,150,000	㈱山村設備商会	R2.8.21 ~R2.9.30	○	△		○			一括発注して施工すべきである。
11	東部折水苑排水管布設工事	下水道管理センター	管工事	排水管布設工L=43m	随契	1,168,000	㈱山村設備商会	R2.9.29 ~R2.10.30	○	△		○			
12	東部処理場コンセント盤設置工事	下水道管理センター	電気工事	コンセント盤1面と配線工事	随契	1,180,000	(株)オデックス	R 2.10.15~ R 2.10.30	○			○			一括発注して施工すべきである。
13	東部処理場外灯他設置工事	下水道管理センター	電気工事	外灯1台、制御盤の設置工事	随契	970,000	(株)オデックス	R 2.10.23~ R 2.11.4	○			○			
14	宇佐崎第2排水ポンプ場改修工事	河川整備課	土木工事	施工延長L=44m 高上工L=44m	随契	1,041,293	(有)大和建設	H30. 4. 18 ~ H30. 6. 29				○			マンホールポンプ場が民間会社所有地に設置されており、その土地の使用貸借契約について適正な手続きをすべきである。
15	白浜小学校背面整理棚改修工事	学校施設課	建築工事	普通教室の背面整理棚破損部の改修	随契	1,089,000	協同建設㈱	R2.3.3~ R2.3.17	○	△					一括発注して施工すべきである。
16	白浜小学校普通教室背面棚改修工事	学校施設課	建築工事	普通教室の背面整理棚破損部の改修	随契	1,089,000	協同建設㈱	R2.4.9~ R2.4.24	○						
17	白浜小学校教室背面整理棚改修工事	学校施設課	建築工事	普通教室の背面整理棚破損部の改修	随契	1,089,000	協同建設㈱	R2.5.8~ R2.5.29	○						
18	白浜小学校砂場移設工事	学校施設課	建築工事	砂場の撤去及び新設	随契	1,180,000	協同建設㈱	R2.8.25~ R2.10.2	○	○					砂場に隣接して高鉄棒があったものであり、一括発注して施工すべきである。
19	白浜小学校高鉄棒移設工事	学校施設課	建築工事	高鉄棒取り外し移設	随契	1,080,000	協同建設㈱	R2.10.13~ R2.10.30	○	△					

別添6

工事発注について不適切なもの

凡例

【分割】

○:議会において不適切

△:不適切

【業者選定の偏り】

○:見積組合せ15回以上

△:見積組合せ 5回~14回

【一者随意契約】

○:不適切

【議員要望】

○:議員からあった場合

【予算措置】

○:なし

番号	名称	担当課名	種別	概要	一般・指名・随契約の別	工事金額 (円) (消費税抜き)	業者名	期間	監査の着眼点						判断	
									分割	業者選定の偏り	一者随意契約	議員要望	予算措置	その他		
20	灘中学校教室棟北・南コンセント増設工事	学校施設課	電気工事	教室にコンセントを増設	随契(一者)	646,000	川平電機(株)	H30.8.24~ H30.9.26			○					直ちに改修しないと生徒の安全や学校運営に支障を来すとまでは考えられないため、2者以上の見積もりにより随意契約をすべきである。
21	灘中学校東渡り廊下床改修他工事	学校施設課	建築工事	開放渡り廊下床タイル張りの浮き部撤去 モルタル、塗床に改修 柱のコーナーアングルの補強、塗装	随契(一者)	1,080,000	協同建設(株)	R1.12.17~ R2.1.31			○					
22	灘中学校給食配送経路改修工事	学校施設課	建築工事	校舎入り口段差部をスロープ、塗床に改修 生徒用ライン塗装	随契(一者)	450,000	協同建設(株)	R2.2.4~ R2.2.28			○					
23	灘中学校1F109教室空調機設置工事	学校施設課	管工事	1F109教室空調機設置工事	随契(一者)	1,090,000	東洋冷熱工業(株)	R2.4.7~ R2.6.10			○					
24	系引小学校校長室空調機更新工事	学校施設課	管工事	空調機更新	随契(一者)	687,000	㈱関西エンジニアリング	R2.8.25~ R2.10.9			○					
25	八木小学校校長室他空調機更新工事	学校施設課	管工事	校長室及び用務員室の空調機更新	随契(一者)	1,160,000	㈱関西エンジニアリング	R2.11.28~ R3.2.1			○					
26	八木小学校屋内運動場アリーナ照明改修工事	学校施設課	電気工事	体育館アリーナ照明の改修	随契(一者)	1,142,000	枝川電工	R2.11.30~ R2.12.25			○					
27	灘中学校屋内運動場アリーナ照明改修工事	学校施設課	電気工事	体育館アリーナ照明の改修	随契(一者)	1,007,000	栄藤電気(株)	R2.12.10~ R3.1.29			○					